

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

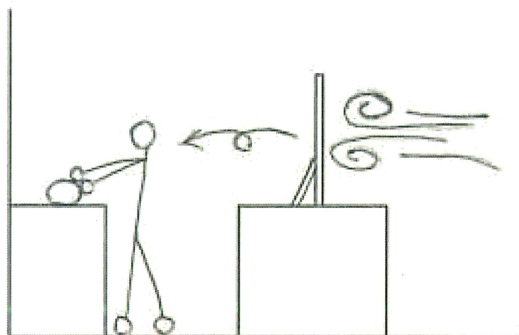
災害発生情報 No.158

令和7年11月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業 種	卸売業	経験年数	3年	年 齢	50歳代
発生年月	令和7年 10月		発生時刻	9時台	
発生状況	作業台で作業中、背後のカウンターに置かれた飛沫防止用パーテーション（フレーム付きアクリル板（一辺約90cm角、重量約2.5キログラム））が風によって倒れ、首と足に当たり頸椎捻挫、膝の打撲を負った。				
負傷の性質／部位	関節の障害／頸部・ひざ		休業見込期間 若しくは死亡	3週	



（図はイメージ）

1 原因

- ・パーテーションの固定や、フレームとアクリル板との連結が不十分であった可能性があること
- ・設置位置が不適當であった可能性があること

2 対策

- ・他の飛沫防止用パーテーションと連結すること
- ・パーテーションの下部に重りを取り付けること
- ・アクリル板とフレームとの掛かりが十分か確認すること
- ・風を受けにくい位置に設置すること

などが考えられます。

（一般的な原因と対策を示したものであり、本件において不十分、不適當なところがあったことを断じるものではありません）

◆安全衛生の窓◆

「①化学物質管理者」と「②保護具着用管理責任者」の選任はされているでしょうか。リスクアセスメント対象物の「製造」事業場においては専門的講習の修了者を①として、「製造」以外の取扱い・譲渡提供する事業場においては資格要件はありませんが、①を選任する必要があります。選任は、業種や規模に関わりなく必要です。

①の職務にはラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理等があり、実施したリスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では②を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられています。

「新たな化学物質規制が導入されます」（二次元コード参照）→

